

教育委員会定例会議事日程

令和2年12月7日(月) 午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

第32期横浜市社会教育委員会議提言について

令和3年「成人の日」を祝うつどいについて

3 その他

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

- 11/27 本会議（第1日）議案上程・質疑・付託・議案議決
- 12/2 郊外部再生・活性化特別委員会
- 12/4 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 11/30 スクールミーティング
- 12/3 帷子小学校創立110周年記念式典

(2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 横浜市いじめ防止啓発月間の取組について
- 第32期横浜市社会教育委員会議提言について
- 令和3年「成人の日」を祝うつどいについて

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

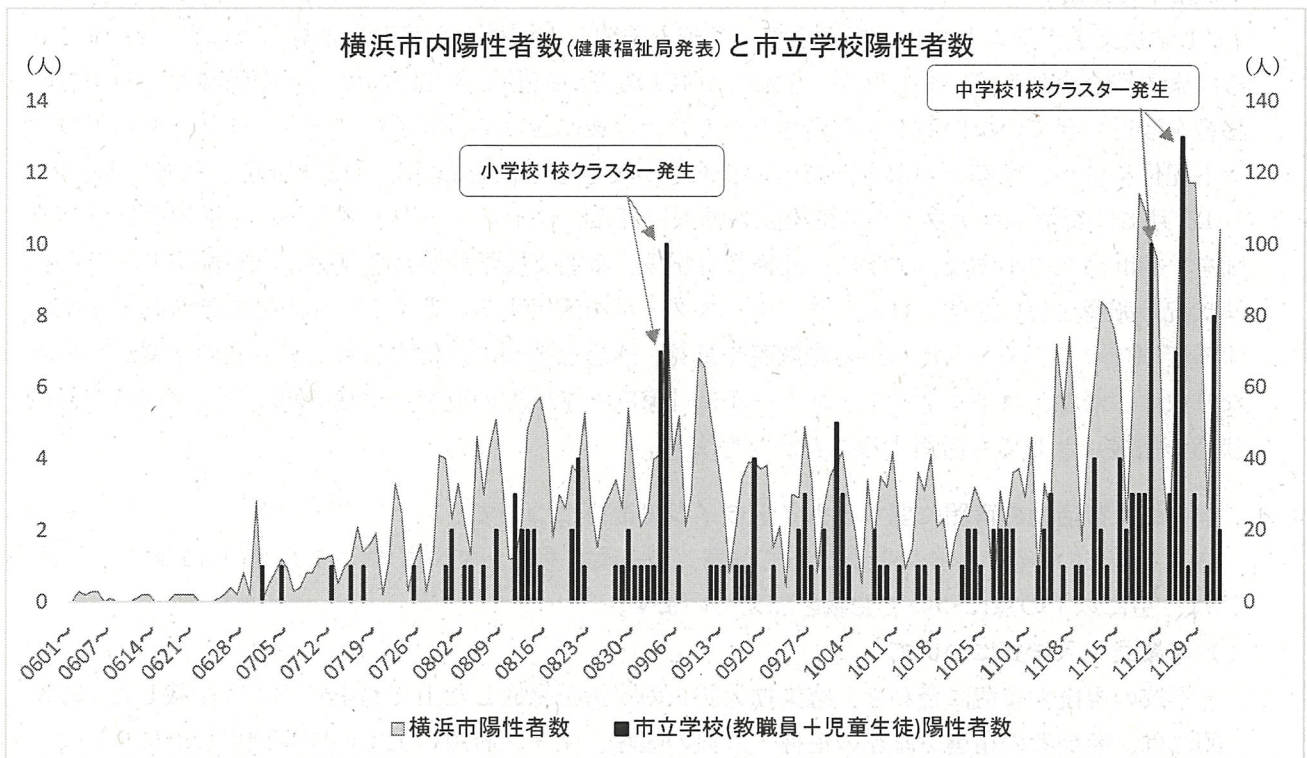
1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告以降の教職員の感染者は6人、児童生徒の感染者は48人、感染者が発生した学校は合計37校です。

なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は21人、児童生徒の感染者は168人、感染者が発生した学校は130校となっています。(令和2年12月3日現在)

(1) 最近1～2週間の感染者数の状況について

11月中旬以降、週当たりの児童生徒の感染者はこれまでの約3倍の報告がされています。PCR検査を受けた児童生徒数も急増しています。



児童生徒の感染については家庭由来によるものが多いため、児童生徒等の健康観察、感染や感染が疑われる際の速やかな連絡等、家庭と連携した取組を進めるよう学校に通知しています。

冬休みを迎えるにあたり、保護者あてに健康観察票の配布、連絡体制の確認をしながら注意喚起を行います。

2 集団感染等のあった学校について

集団感染は9月に1件ありましたが、2件目が発生しました。11月17日に教職員1人の感染が判明し、区福祉保健センターの調査で濃厚接触者はいないと判断されました。翌18日に生徒1人の感染が判明したため学級閉鎖し、学級生徒34人にPCR検査を実施したところ、8人の陽性が確認されました。これを受けて臨時休校することとし、全校生徒、全教職員にPCR検査を実施した結果、閉鎖学級の隣の学級の生徒を中心に6人の陽性者が確認されました。

学校は、学級閉鎖2日、休校5日、学年閉鎖5日の措置を取りました。当該校での陽性者は合計17人。PCR検査を受けた人数は728人でした。12月5日から学校は通常の活動に戻っています。

区福祉保健センターの調査の結果、感染経路、集団感染の原因は特定できない。また、学校の感染対策に問題点は見当たらないとの報告を受けました。学校に対しては、現在の感染症対策を再点検し、継続していくよう助言がありました。

学校は、ガイドラインに沿って、授業だけでなく、登下校、休み時間、昼食、部活動等の再点検をし、生徒が自立的に健康観察や感染対策に取り組むよう指導を始めています。

3 休校中の対応

ICT学校支援チームとして、指導主事が学校を訪問し、校長から状況を把握しました。Zoomによる健康観察を企図していましたが、各家庭のICT環境が把握できていないことや保護者への同意確認書を取得できていないことから断念しました。今後に向けて、ロイロノート・スクールのアカウント配付を含め、家庭との双方向でのやり取りができる手段を確認し、校内研修を実施しました。

12月には新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、ロイロノート・スクールを活用した学習動画を、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校から各家庭に試行配信し、その接続状況の確認を行います。ロイロノート・スクールを活用することで、一方向的に学習動画を配信するだけでなく、子どもたちからの解答や意見、感想を教師に送付する等、双方向の学習が可能となります。なお、ロイロノート・スクールは「家庭と学校との連絡」や健康観察票（登校時の健康状態の把握）としても活用することができます。

4 学校の教育活動の再開に関するガイドラインの改訂について

5月26日にガイドラインを策定して以降、適宜改訂を行っています。11月26日に改訂した際には、主に以下の点について記載を加えています。

(1) 卒業式・入学式について

・学校の規模や実情に合わせ、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施するよう記載した。具体的には、参加者の精選や座席の把握、式典の短縮、マスク着用の上での間隔確保などについて記載しました。

(2) 修学旅行について

・「Go To トラベル」による割引対象地域から除外されるなど、感染拡大傾向にある地域・方面を対象として計画している場合には、状況を注視するとともに、実施の可否等について慎重に検討するよう記載しました。

(実施した学校からは、児童生徒が元気に活動している様子が報告されています。)

(3) 冬場の換気について

・エアコン使用時も常に窓を開けて換気するとしていましたが、室内の温度が適正にならない場合は暖房の設定温度を高くして、①窓やドアの開放幅を狭くする、②廊下側の窓やドアだけを開ける、③窓やドアを一時的に閉め、30分に1回程度大きく開放する等の方法をとる(教室等の温度の基準は17℃以上、28℃以下であることが望ましい)などの対応を記載しました。

横浜市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教職員2名（勤務校は別）が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 教職員A及び勤務校Aに関する情報

- (1) 年代：40歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：小学校教諭
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：11月19日（木）平熱。出勤（最終出勤日）。勤務終了後、発熱（37.2℃）、頭痛あり（発症日）
11月20日（金）発熱（37.8℃）、自宅療養（以降、同様）。医療機関受診
11月21日（土）PCR検査を受検
11月24日（火）陽性判明
- (7) 当該教職員の行動
日頃からマスクを着用して勤務していました。
- (8) 濃厚接触者について
区福祉保健センターによる積極的疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者はいませんでした。
- (9) 勤務校Aの対応
学校内に濃厚接触者はおらず、休校措置はありません。
学校の消毒については、実施済みです。

2 教職員B及び勤務校Bに関する情報

- (1) 年代：40歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：中学校職員 ※教諭ではありません。
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：11月17日（火）平熱（以下、同様）。休暇。夕方から熱感あり（発症日）
11月18日（水）出勤
11月19日（木）出勤（最終出勤日）。区福祉保健センターから濃厚接触者の連絡あり
11月24日（火）医療機関を受診し、PCR検査を受検。陽性判明
- (7) 当該教職員の行動
日頃からマスクを着用して勤務していました。
- (8) 濃厚接触者について
区福祉保健センターによる積極的疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者はいませんでした。
- (9) 勤務校Bの対応
学校内に濃厚接触者はおらず、休校措置はありません。
学校の消毒については、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（11月25日現在の累計）
17人

<参考>

市職員の感染状況（11月25日現在の累計）
53名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先
(教職員に関すること) 教育委員会事務局教職員労務課担当課長 石川 達治 Tel 045-671-4059
(学校としての対応に関すること) 教育委員会事務局健康教育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

横浜市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該教職員に関する情報

- (1) 年代：40歳代
- (2) 性別：男性
- (3) 職種：小学校教諭
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：11月16日（月）平熱、出勤。頭痛あり（発症日）
11月17日（火）平熱、出勤（以降、同様）
11月20日（金）平熱、出勤（最終出勤日）
11月24日（火）区福祉保健センターから濃厚接触者の連絡あり。PCR検査を受検
11月25日（水）陽性判明
- (7) 当該教職員の行動
日頃からマスクを着用して勤務していました。
- (8) 濃厚接触者について
区福祉保健センターによる積極的疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者はいませんでした。

2 学校としての対応

休校措置はありません。
学校の消毒については、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（11月26日現在の累計）

18人目

<参考>

市職員の感染状況（11月26日現在の累計）
54名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること) 教育委員会事務局教職員労務課担当課長 石川 達治	Tel 045-671-4059
(学校としての対応に関すること) 教育委員会事務局健康教育課長 永井 隆	Tel 045-671-3234

横浜市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該教職員に関する情報

- (1) 年代：50歳代
- (2) 性別：男性
- (3) 職種：中学校教諭
- (4) 居住地：神奈川県外
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：11月23日（月・祝）発熱（38.1℃）。医療機関を受診（発症日）
11月24日（火）発熱（37.7℃）。医療機関を受診し、PCR検査を受検
11月25日（水）平熱
11月26日（木）発熱（37.0℃）。陽性判明
※最終出勤日は、11月20日（金）です。
- (7) 当該教職員の行動
日頃からマスクを着用して勤務していました。
- (8) 濃厚接触者について
保健所による積極的疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者はいませんでした。

2 学校としての対応

休校措置はありません。
学校の消毒については、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（11月27日現在の累計）

19人目

<参考>

市職員の感染状況（11月27日現在の累計）
57名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること) 教育委員会事務局教職員労務課担当課長 石川 達治 Tel 045-671-4059
(学校としての対応に関すること) 教育委員会事務局健康教育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

横浜市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該教職員に関する情報

- (1) 年代：50歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：中学校職員 ※教諭ではありません。
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 同居家族：あり
- (6) 経過：11月21日(土) 発熱(37.2℃)、倦怠感(発症日)
11月22日(日) 発熱(38.2℃)、医療機関受診
11月23日(月・祝) 平熱
11月24日(火) 平熱、自宅療養
11月25日(水) 平熱、出勤(最終出勤日)
11月26日(木) 平熱、倦怠感のため自宅療養(以降、同様)
11月27日(金) 医療機関受診、PCR検査受検
11月28日(土) 陽性判明
- (7) 当該教職員の行動
日頃からマスクを着用して勤務していました。
- (8) 濃厚接触者について
保健所による積極的疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者はいませんでした。

2 学校としての対応

休校措置はありません。
学校の消毒については、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況(11月29日現在の累計)

20人目

<参考>

市職員の感染状況(11月29日現在の累計)
58名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること) 教育委員会事務局教職員労務課担当課長 石川 達治 Tel 045-671-4059
(学校としての対応に関すること) 教育委員会事務局健康教育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

横浜市立学校教職員の新型コロナウイルス感染について

横浜市立学校教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認されました。

1 当該教職員に関する情報

- (1) 年代：60歳代
- (2) 性別：女性
- (3) 職種：小学校教諭
- (4) 居住地：横浜市
- (5) 経過：12月1日（火）平熱、出勤。出勤後、発熱（37.9℃）。医療機関を受診し、抗原検査受検、陽性判明（発症日）
- (6) 当該教職員の行動
日頃からマスクを着用して勤務していました。
- (7) 濃厚接触者について
保健所による積極的疫学調査の結果、学校内に濃厚接触者はいませんでした。

2 学校としての対応

休校措置はありません。
学校の消毒については、実施済みです。

3 市立学校教職員の感染状況（12月2日現在の累計）

21人目

<参考>

市職員の感染状況（12月2日現在の累計）
59名

人権尊重・個人情報保護に御理解と御配慮をお願いします。

お問合せ先

(教職員に関すること) 教育委員会事務局教職員労務課担当課長 石川 達治 Tel 045-671-4059
(学校としての対応に関すること) 教育委員会事務局健康教育課長 永井 隆 Tel 045-671-3234

横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

本市では、横浜市いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むため、12月を「横浜市いじめ防止啓発月間」と位置付けています。

この取組を効果的なものとするため、本市の子どもの健全育成に係る関係機関と協働して、全市的にいじめ防止の取組を推進します。

1 啓発月間を通した取組

(1) いじめ防止に向けたのぼり旗の活用

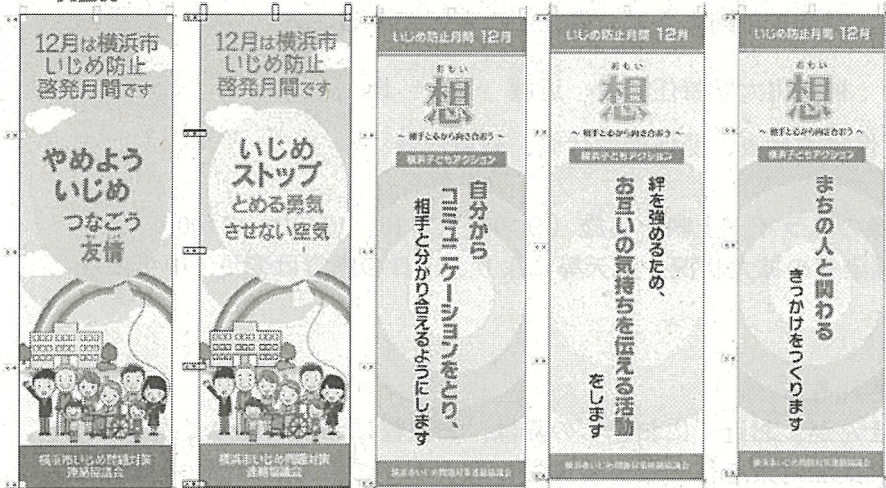
「いじめ防止啓発月間」のシンボルとして、いじめ防止に向けた「のぼり旗」を市立学校や関係機関等で掲示・活用することにより啓発活動を推進します。

(2) いじめ防止啓発ポスターの活用

「いじめ防止啓発ポスター」を全市立学校及び「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」に係る関係機関・団体、区役所等に掲示し、いじめ防止の啓発を図ります。

【のぼり旗】

～NEW～



【ポスター】

～NEW～



(3) 横浜市営地下鉄ブルーラインでの啓発

車両ドア上の情報装置に広告を掲出（12月1日～31日）

「12月には横浜市いじめ防止啓発月間です～やめよう いじめ つなごう 友情～」

◆◆横浜市いじめ問題対策連絡協議会◆◆

(4) いじめ解決一斉キャンペーン

各学校では、児童生徒に無記名アンケートを実施・集約し、「学校いじめ防止対策委員会」で点検・確認することで、いじめのみならず、不安や悩みを抱え困っている児童生徒への適切な支援を行います。

2 「いじめ防止啓発月間スタートイベント」の開催

いじめ防止啓発月間の取組の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関との協働により、「いじめ防止啓発月間スタートイベント」を開催し、「いじめ防止に向けた提言」を発信するとともに、いじめ防止啓発を広く市民に広報します。

(1) 日時・会場

令和2年12月7日(月) 14:00～15:30 (13:30開場)
横浜市役所 1階 アトリウム (横浜市中区本町6丁目50番地10)
<アクセス> JR・市営地下鉄 「桜木町駅」 徒歩3分
みなとみらい線「馬車道駅」1C出入口直結

(2) 開催内容

【テーマ】

「つながり」は、ともに いじめを乗り越える力になる
～子どもにできること、大人にできること、みんなにできること～

【メインイベントの内容】 ※手話通訳あり

- 「いじめ防止に向けた提言」の発信
- 「横浜子ども会議」の取組報告
小山台中学校ブロック(栄区)の実践
- パネルディスカッション
「いじめ防止に向けた提言」を踏まえて、考えること・できること

ファシリテーター：神奈川大学特任教授 近藤 昭一 氏

市内小・中学生、保護者代表、関係機関代表、教員代表

※手話通訳あり

※上記のほか、関連映像のスライド上映を実施(9:00～12:15、15:30～17:00)

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況や荒天等により、当日の内容は変更・中止になる場合があります。

(3) 対象

当日、横浜市役所に来庁される方

※参加の募集は行いませんが、お近くにお越しの際は、お気軽にお立ち寄りください。
新型コロナウイルス感染症対策を行いながら運営しますのでご協力をお願いします。

(4) 主催

横浜市いじめ問題対策連絡協議会

(5) 問合せ先

横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

電話：045-671-3296、FAX：045-671-1215

E-mail：ky-jinkenjidoseito@city.yokohama.jp

【横浜市いじめ問題対策連絡協議会とは】

いじめの防止等に係る関係機関の連携や啓発活動を推進するため、子どもの健全育成に係る関係機関等(横浜地方法務局、神奈川県警察、青少年育成団体、保護者代表、学校、児童相談所、本市関係行政機関等)で構成する協議会です。

いじめ防止に向けた提言

青少年の健全育成のために、子どもに関わる全ての大人に向けて

- 一 多様なコミュニティを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供しよう。
- 一 地域・家庭が一体となって、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創ろう。
- 一 子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していけるたくましい心を育てよう。

提言策定の理由と主旨

今年度、新型コロナウイルス感染症拡大予防のために、子どもたちは、「人とのつながり」が分断される状況を余儀なくされた。しかし、本来、人と関わることは、お互いに温かさや安心をもたらすことであり、孤立を防ぐことである。この社会状況を契機として、今、改めて「人とのつながり」の大切さについて考えていく必要がある。

いじめ防止対策推進法には、「いじめについては社会総がかりで取り組むこと」、横浜市いじめ防止基本方針には、「特定の子供や立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組むこと」と示されている。新型コロナウイルス感染症に伴う、偏見や差別の問題の発生、そうした問題に向き合うことを倦厭する社会の雰囲気から脱却し、改めて、大人も子どもも共に「いじめ」について考え、自分事として行動していくことは重要である。コロナ禍と言われる今だからこそ、社会全体で「いじめ」と向き合い、改めて「いじめ」の捉え直しをしていく必要があるのではないだろうか。

子どもに関わる全ての大人が、現実及び仮想も含めた多様なコミュニティを創造し、大人社会の相互信頼を高めることで、子どもに安心できる空間を提供していくこと。さらに、地域・家庭が一体となって、今まで以上に、子どもたちに、幼い頃から多くの「大切な人」との出会いを創っていくこと。そして、子どもたちが自他の尊さや人とのつながりを実感し、自ら問題を解決していけるたくましい心を育てていくこと。子どもに関わる全ての大人が信頼関係を結び、関わり合える社会をつくっていくことは、温かく寛容な風土を醸し、子ども達を柔らかに包むことであり、社会全体で「いじめ」そのものを乗り越えていくことに他ならない。そこで、横浜市いじめ問題対策連絡協議会が、「いじめ防止に向けた提言」を策定・発信することを通して、市民全体が一丸となって、今後一層、取組を深化させていきたいと考える。

第32期横浜市社会教育委員会議の 提言が報告されました。

第32期横浜市社会教育委員会議から、市民の皆様の社会参加^(※1)を促すために、効果的な情報発信による「社会参加のすそ野の見える化」や、市民の皆様の社会参加を促すコーディネーターとして期待される「社会教育士」^(※2)の育成など「人材育成と活用」について盛り込んだ提言が、11月20日に牧野議長から鯉淵教育長へ報告されました。

本市では、この提言を受け、今後の社会教育施策を検討していきます。

第32期横浜市社会教育委員会議提言

一本市における社会参加のすそ野の拡大について

詳細は、別紙「概要版」参照

【方針1】社会参加のすそ野の見える化

【施策1】情報の集約と提供

- 社会参加につながる情報の集約
- 社会参加につながる情報の提供

【方針2】人材育成と活用

【施策1】コーディネーターの育成

- 地域の情報を収集する人材
- 市民の学びを組織できる人材

【施策2】市民の学びを継続的に支援する 仕組みづくり

- 活動の機会の情報提供
- 学校教育と社会教育の連携
- 社会教育士等の活用
- 人材の交流の場
- 施策を推進する主体の組織づくり



(※1)社会参加：本会議では、社会参加を「市民が地域・社会の様々な活動に加わり、地域・社会の一員であるという気持ちを持つこと」と定義しました。

(※2)社会教育士：国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた者に、新たに与えられることとなった称号（令和2年4月施行）。環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されています。

社会教育委員会議について

横浜市社会教育委員会議は、『社会教育法』及び『横浜市社会教育委員条例』に基づき設置される附属機関です。その時々社会課題に応じたテーマについて、専門的な知見を有する委員により、解決策や対応策について協議いただき、その結果を提言としていただきます。

提言は、教育委員会からの諮問に対して、それぞれの社会教育委員たちの知識・ノウハウ・この間の社会情勢に基づいて、横浜市としてどう取り組んでいくべきかについてのご意見です。

(裏面あり)

■ 第 32 期横浜市社会教育委員名簿

任期／2年（平成30年（2018年）11月30日～令和2年（2020年）11月29日）

氏名	役職名	選出区分
【議長】 牧野 篤	東京大学 大学院教育学研究科 教授 東京大学 高齢社会総合研究機構 副機構長(併任) 中央教育審議会生涯学習分科会委員	学識経験者
【副議長】 有元 典文	横浜国立大学 教育学部 学校教育講座心理発達 専門領域 教授	学識経験者
石崎 一敏	横浜市立山内中学校 校長	学校教育関係者
大川 哲郎	株式会社大川印刷 代表取締役社長 (横浜市横浜型地域貢献企業「プレミアム表彰」受賞企業)	教育委員会が必要と認める者 (企業関係者)
奥山 千鶴子	認定特定非営利活動法人びーのびーの 理事長	家庭教育関係者
柿沼 陽子	特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター 職員	社会教育関係者
菊池 朋子	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 理事・事業本部長	社会教育関係者
小間物 晃弘	横浜市立東高等学校 校長	学校教育関係者
七澤 淳子	公益財団法人よこはまユース 総務課 総務係長	社会教育関係者
室田 昌子	東京都市大学 環境学部 環境創生学科 教授	学識経験者

(役職名は令和2年4月1日現在、掲載は50音順、敬称略)

■ 第 32 期横浜市社会教育委員会議 審議経過

回	開催年月日	審議項目
第1回	平成30年11月30日	・議長、副議長の選出 ・協議テーマについて ・委員意見交換
第2回	平成31年3月22日	・事例紹介 十日市場中学校地域交流事業 ミニヨコハマシティ ・事業案検討に向けたグループワーク
第3回	令和元年7月2日	・事業案検討に向けたグループワーク
第4回	令和元年10月28日	・第3回会議結果を踏まえた事務局調査報告 ・提言のイメージについて ・提言の方針についての協議
第5回	令和2年7月9日	・提言の方針及び施策案の検討について
第6回	令和2年9月3日	・第32期横浜市社会教育委員会議の提言素案検証
第7回 (最終回)	令和2年10月29日	・第32期横浜市社会教育委員会議の提言策定

提言の全体は、教育委員会生涯学習ホームページ「はまなび」に掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/hokokusho/shakaikyoiku/shakaikyoiku.html>



お問合せ先

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 宮田 純一 Tel 045-671-3236

第 32 期横浜市社会教育委員会議提言【概要】 —本市における社会参加のすそ野の拡大について—

令和 2 年 11 月

第 32 期横浜市社会教育委員会議

1 背景と課題

これまで本市では各区単位で、市民が社会や地域の課題解決に取り組む市民の学習グループ(*1)をつくり、その運営を支援してきました。このような活動は、市民が自ら楽しみながら継続的に行うことで活発化し、市民活動へ発展するなど、様々な行政課題の解決に貢献しています。

「横浜市中期 4 か年計画 2018-2021」では、「地域課題が複雑化・多様化し、地域の関係が希薄化する中」で、「地域コミュニティの力が不可欠」であることを掲げています(*2)。

しかし、各区での人材育成事業の実施は減少傾向にあり、地域の課題に向き合うグループ数が減少しています。市民意識調査(*3)の結果からは、住民の孤立化や、自助や共助の意識付けが課題となっていることが分かります。

また、「成年年齢引き下げの民法改正」も行われ、若者の積極的な社会参加が望まれています(*4)。

(*1) 一例として、青葉区で生まれた市民の学習グループは、令和元年度に多世代交流や地域の魅力発見等を目的とした、5つの講座を企画・実施しました。これらのグループは、区によって「区民企画運営委員」「生涯学級」等の名称があります。

(*2) 横浜市政策局政策課「横浜市中期 4 か年計画 2018-2021」2018 年(平成 30 年)10 月、P6

(*3) 横浜市政策局政策課「令和元年度市民意識調査報告書」2020 年(令和 2 年)4 月、P111

(*4) 法務省「民法(成年年齢関係)改正 Q&A」から。法律は 2022 年(令和 4 年)4 月 1 日施行

2 議論するテーマ

「本市における社会参加のすそ野の拡大について」

本市としては、課題に対応する市民を増やしていきたいと考えていますが、はじめから市民が課題解決に向かうことは難しく、まずは社会と関わる機会を持ってもらう必要があります。

そこで、新たな担い手として期待される若者や企業等をどのように巻き込んでいくべきか、市民の社会参加のハードルをどのように下げていくべきか、そのために行政として何をすべきかなどを議論するため、このテーマとしました。

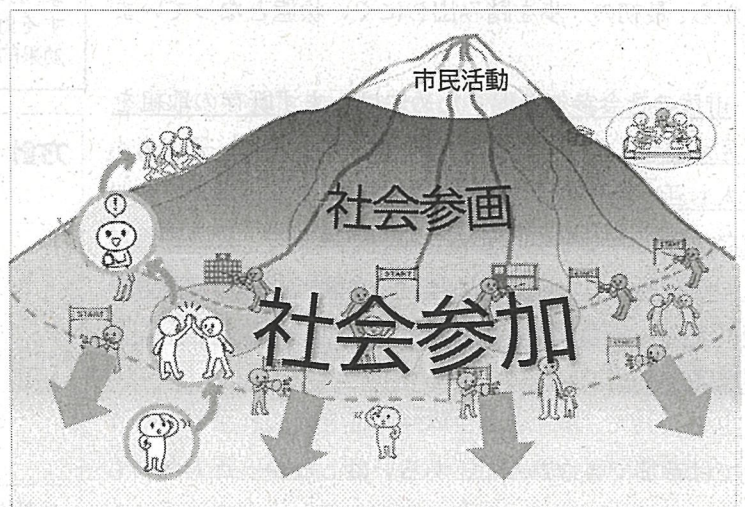
「社会参加」は様々なとらえ方が可能な言葉ですが、今期会議は社会と関わる最初の一步としてのすそ野の拡大を議論することを踏まえ、社会参加を「市民が地域・社会の様々な活動に加わり、地域・社会の一員であるという気持ちを持つこと」と定義します。

また、今期会議のテーマを受け、次の点について検討することを議論の軸としました。

- ① 本市における社会参加を促すための施策方針
- ② 上記方針を受けた市社会教育行政の役割

施策方針に基づいて市社会教育行政が推進される様子は、右図のように表現できます。

この図は「本市の社会参加のすそ野の拡大」を表すため、市内の様々な活動を山のイメージになぞらえて描いたものです。現在はハードルの高い「社会参加」も、参加するきっかけが増え、「すそ野」が広がっていくことを目指します。また、個人の関心から始まる学びが、徐々に社会参加へ向かい、地域・社会への愛着を深めながら、同じ志を持つ人同士で社会参画・市民活動(山の上)へと登っていく様子も表しています。



【図】方針のイメージ

3 議論の内容

平成30年11月から令和2年10月にかけて全7回の議論を行い、市民の社会参加を促すためにはきっかけが必要であり、子どもたちの成長を促すような活動であれば、大人も参加しやすいのではないかと、などの仮説が立てられ、子どもと大人が関わり合う事例を検証し、社会参加を促す方針・施策等について話し合いを進めました。

4 提言

(1) 提言における社会参加の前提

【前提1】生活圏域で、楽しく行う社会参加

今期会議で事例を取り上げた、「十日市場中学校地域交流事業」や「ミニヨコハマシティ」のように、「生活圏域で、楽しく行う社会参加」が重要となります。

十日市場中学校地域交流事業（緑区）：十日市場中学校の生徒が地域に出て、ボランティア体験をする活動

ミニヨコハマシティ（都筑区）：子どもの市長を中心に、子どもたちがまちのしくみをつくっていくイベント

【前提2】新型コロナウイルス感染症の影響下における社会参加

今期中に「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大が起こり、これまでのように実際に会って活動することが難しくなっていますが、これまで以上に人々がつながり合い、お互いに助け合い、励まし合える関係が大切になります。また、感染症対策の一環として、WEB会議等の手法が広く用いられるようになりました。多様な手法を柔軟に活用しながら、従来の手法では社会参加できなかった、あるいはしなかった人たちが、参加できるようにしていくことも重要です。

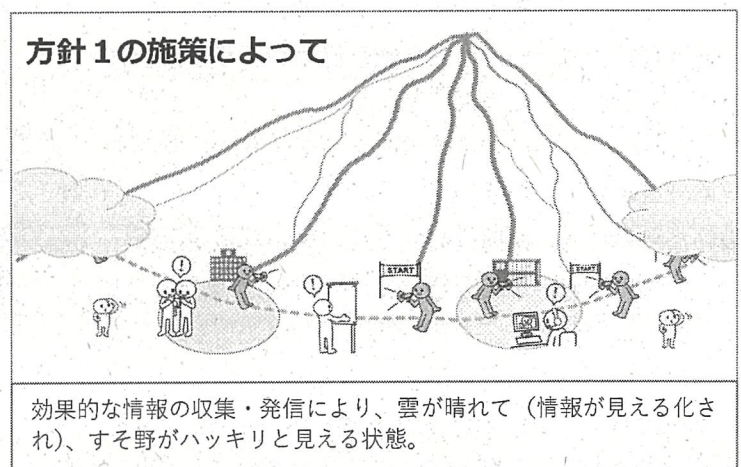
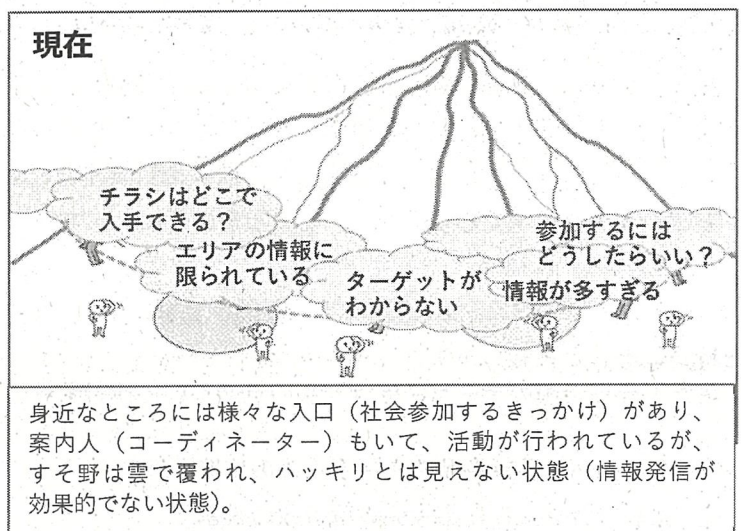
(2) 方針・施策

【方針1】社会参加のすそ野の見える化

本市では、各区役所の人材育成事業による学習グループ数は減少しているものの、地域や企業・団体が中心となって地域課題解決に向かう活動は盛んに行われています。また、活動を促すコーディネーターも多様な場所で活躍しています。しかし、現在は社会参加していない人や社会参加を考えている人にとっては、情報が一部に限られている、情報の入手方法が分からないといった理由から、最初の一步を踏み出しにくい状態となっています。

市民の社会参加を促すためには、まず既存の取組を「見える化」することが求められます。特に、子どもも大人も互いを認め合う関係の中で、子どもが活動の主役になり自己肯定感の向上につながる取組や、大人が地域とつながるきっかけになる取組、企業・団体の従業員が誇りをもてる取組等の情報を中心に見える化することが有効です。

したがって、参加者の主体性に任せたこれまでのやり方では参加できなかった、あるいはしなかった人たちも含め、効果的な情報の収集・発信を行い、参加のきっかけづくりが促される体制を整えることが必要です。



【施策1】情報の集約と提供

○ 社会参加につながる情報の集約

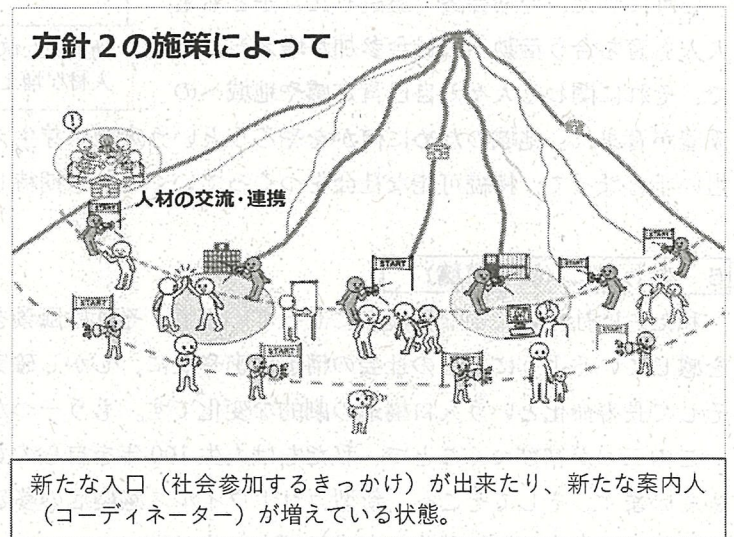
- ・行政、公共施設、地域の団体、企業、NPO 等が行う社会参加につながる講座やイベント等のうち、子ども・大人・企業・団体等が関わり合う取組の情報を中心に、集約する必要がある。
- ・社会参加につながる情報は多岐に渡るので、生活圏域に根差した多方面の情報を集約するためには、行政や公共施設だけでなく、市民からも情報を提供してもらえるような方策を検討すべきである。

○ 社会参加につながる情報の提供

- ・集約した情報を提供するために、インターネットを活用したデータベースの公開や事業（フォーラム、シンポジウム等）を実施すべきである。
- ・今後社会参加が期待される若者や企業・団体をはじめ、これまで社会参加の機会が得られなかった人に対して、情報を受け取る側の様々な状況を踏まえた方法を活用・開発することが必要であり、更には社会参加の楽しさを含めて、大切さを伝えることも必要である。
- ・他部局や企業・団体にも積極的に情報発信し連携を図りながら、官民一体となって効果的な提供方法を模索すべきである。

【方針2】人材育成と活用

地域や企業・団体が中心となって地域課題解決に向かう活動の事例を分析すると、活動が始まるきっかけにコーディネーターの存在があることが分かりました。つまり、市民の社会参加を促すためには、そのきっかけづくりを担う人材が必要です。さらに、育成した人材の活躍を後押しすることや、交流する機会を設けるなど、人材が継続的に活動できるように支援することも重要です。特に学校等の生活圏域で子どもと大人が関わり合える場において、育成した人材の活躍の機会を積極的に増やしていくことが効果的です。



【施策1】コーディネーターの育成

○ 地域の情報を収集する人材

- ・地域に根差した多方面の情報を集めるための人材を育成すべきである。

○ 市民の学びを組織できる人材

- ・社会参加のきっかけとなる様々な学習活動を生み出すために、市民の学びを組織できる人材を育成すべきである。
- ・その一例として、社会教育士^(※5)の育成等も検討すべきである。

(※5) 国が定める社会教育主事養成課程または社会教育主事講習を修めた者に、新たに与えられることとなった称号（2020年4月施行）。

環境、福祉、まちづくり等、多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

【施策2】市民の学びを継続的に支援する仕組みづくり

○ 活動の機会の情報提供

- ・育成した人材や、既に活躍している人の活動の場を広げるための情報提供をしていく必要がある。

○ 学校教育と社会教育の連携

- ・学校と連携して子どもたちが地域に出ていく機会を増やし、地域の人材が子どもたちを受け入れることにより、子どもも大人も成長できる機会を広げることが重要である。

○ 社会教育士等の活用

- ・補助事業等を通じて、育成した社会教育士等の活動を、継続的に後押しすべきである。

○ 人材の交流の場

- ・市民利用施設で活動するコーディネーター等のほか、施策1で育成した「地域の情報を収集する人材」や社会教育士等の交流の場をつくるべきである。

○ 施策を推進する主体の組織づくり

- ・方針1、2の施策を推進するためには、主体となる組織をつくる必要がある。
- ・継続的に施策を進めるためには、主体となる組織の自立化が必要である。

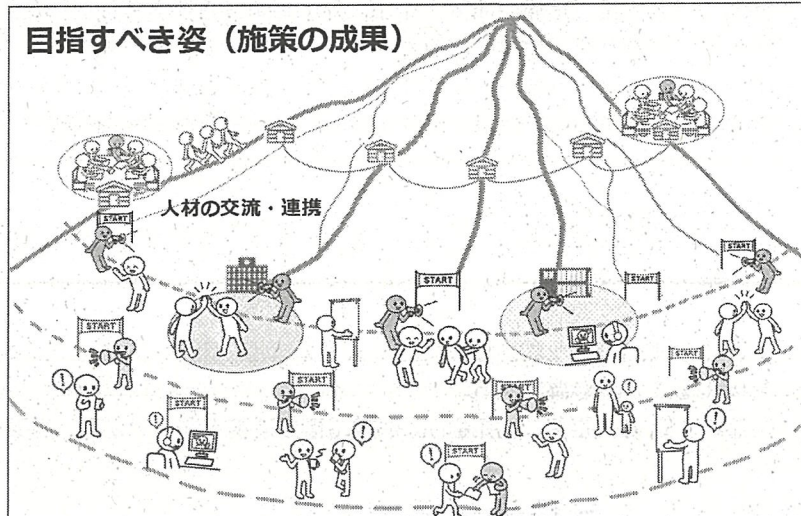
(3) 目指すべき姿 (施策の成果)

社会参加のすそ野の見える化 (方針1) や、人材育成と活用 (方針2) が進むことで、社会参加のすそ野の拡大につながります。

社会参加のすそ野が拡大し、社会参加する市民が増えると、その中から地域の課題に気づき、解決に向かう市民が生まれていきます。これにより、地域の課題解決を担うグループ数の増加、住民の孤立化の防止、自助共助の意識を持った個人の増加等、本市が抱える課題の改善につながることを期待されます。

これに加え、今期会議で議論した、子どもも大人も育ち合う活動への社会参加が増えることで、それに関わる人々の自己肯定感や地域への愛着が生まれ、地域のために何かをやりようという意識が芽生えてきます。こうした経験をした子どもたちが、次世代の担い手となって、持続可能な社会をつくっていくことも期待します。

目指すべき姿 (施策の成果)



効果的な情報の収集・発信により、雲がなくなり (情報の見える化が進み)、人材が増え、より一層すそ野が拡大する状態。

5 おわりに (議長寄稿)

私たちは社会の大きな転換点に立っています。それは風景を大きく変えるものではありません。しかし、人々が不安を感じているように、この社会の構造は密やかに、しかし確実に変化しています。その一つが、少子高齢化・人口減少そして長寿命化という人口構造の劇的な変化です。もう一つが、人工知能の急速な発達です。

この二つが結びつくことで、私たちは人生100年を自らの意志で、価値を判断しながら、生き抜くことが求められ始めています。そしてそこへ、新型コロナウイルス感染症の蔓延です。私たちは否応なく、自立しつつ、他者と協働して、この新しい社会状況に対応しなければなりません。

このとき、政策・行政的にも、そして研究や実践的にも重視されているのが、コミュニティと人々の交流そして学び直しです。自分の生活の場であるコミュニティで、他者とともに、社会の主演として、この社会を次の世代にきちんとつなげていくこと、そのプロセスこそが学びであり、そのためにこそ学びが大切になる、こういう社会に私たちは生き始めています。学びとは教育行政だけのものではなく、人々の生活全般にかかわる、その基礎をつくる営みなのです。

この新しい生活のためには、誰ひとりとして取り残されることなく、社会に対する信頼をもつことが大切です。そのキーワードが社会参加であり、それを後押しするのが行政の役割です。社会参加を通して、自分が社会に位置づいていると思えること、そのことが「新しい日常生活」時代の生活スタイルをつくりだす基盤となるのではないのでしょうか。

この提言書は、社会参加の初歩的な取り組みに向けた、私たちからの投げかけです。これを、市民の皆さんと行政の双方で、一層豊かなものへと育ててくださることをお願いしたいと思います。

令和2年11月

第32期横浜市社会教育委員会 議長 牧野 篤

令和2年11月 第32期横浜市社会教育委員会

編集・発行：横浜市教育委員会事務局総務部生涯学習文化財課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 TEL:045-671-3282 FAX:045-224-5863

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shogaigakushu/hokokusho/shakaikyoiku/shakaikyoiku.html>

令和3年「成人の日」を祝うつどいについて

市内在住の新成人12名で構成される横浜市「成人の日」記念行事実行委員会（公募）とともに、1月11日（月・祝）に横浜アリーナ及びパシフィコ横浜ノースで「令和3年『成人の日』を祝うつどい」を開催します。

式典の開催にあたっては、検温やアルコール消毒等、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底します。

また、本日から新成人の皆様へ入場券を発送します。

1 目的

「成人の日」を迎えた市民を祝い励ますとともに、大人になることの自覚を促すため、記念行事を開催します。

テーマは「**開花**」です。横浜市「成人の日」記念行事実行委員会が「コロナ禍の中、それぞれ困難な道を歩んでいる状況だからこそ、笑顔の花があふれる成人式にしたい」という想いを込めて、決定しました。



2 主催

横浜市／横浜市教育委員会／横浜市選挙管理委員会／横浜市「成人の日」記念行事実行委員会

3 式典概要

- (1) 開催日：令和3年1月11日（月・祝）
- (2) 会場：横浜アリーナ（JR・市営地下鉄 新横浜駅下車）
パシフィコ横浜ノース（JR・市営地下鉄 桜木町駅下車 みなとみらい線みなとみらい駅下車）



- (3) 対象者：平成12年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた、市内に住民登録をされている方
- (4) 対象者数：36,853人（昨年度対象者数：37,325人 昨年度参加者実績数：25,258人）

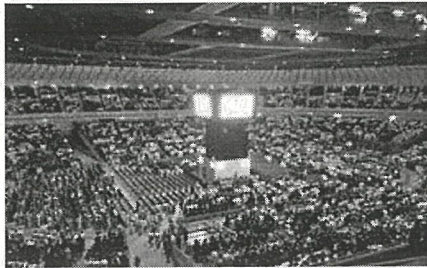
(5) 会場ごとの開催時間と対象区

会場	日時：令和3年1月11日（月・祝） 両会場共通	対象区
横浜アリーナ	①開場 9:30 開催 10:30～10:45 ②開場 11:30 開催 12:30～12:45	①港北・都筑 ②青葉・緑 ③泉・港南・栄・瀬谷 ④鶴見・戸塚
パシフィコ横浜ノース	③開場 13:30 開催 14:30～14:45 ④開場 15:30 開催 16:30～16:45	①神奈川・保土ケ谷 ②旭・西 ③金沢・中 ④磯子・南

4 式次第

国歌清聴／市長あいさつ・市会議長あいさつ／来賓紹介／新成人の誓い／市歌清聴

※開場時より、プロローグとして横浜ゆかりのゲストからのお祝いメッセージ放映等を行います。



(参考) 令和2年「成人の日」を祝うつどいの様子

5 ライブ配信について

横浜市ホームページにて式典映像をライブ配信します。

検索

6 会場における新型コロナウイルス感染防止対策について

- ・会場を1か所から2か所に、各会場の式典回数を2回から4回に変更し、会場収容人数の50%以内に収まるようにしています。
- ・式典時間を35分から15分に短縮し、会場に留まる時間を短くしています。
- ・感染リスクを考慮して参加を見送る新成人のために、式典を横浜市ホームページにてライブ配信します。

7 新成人の皆様へのお願い

新成人の皆様へ、以下お願い事項を記者発表や入場券等で周知をします。

(1) 新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力

- ・サーモグラフィーや手指消毒等、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び「業種ごとの感染拡大予防のガイドライン」等に基づいて、対策を講じて式典を開催しますので、ご協力をお願いします。
- ・体調が優れない場合は、来場をお控えいただくとともに、来場の際は、必ずマスクをご着用いただきますようお願いいたします。
- ・今年度は、入場券に電話番号の記載をお願いしております。新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、ガイドラインに基づき、陽性者が出た場合、保健所に提供する場合がございます。

(2) その他注意事項

- ・入場券を忘れた場合は入場できません。必ずご持参ください。
- ・今年度は会場が2か所となっております。指定の会場にご参加ください。
- ・入場券が12月19日までに届かない場合は教育委員会事務局生涯学習文化財課 (TEL:045-671-3282) までお問合せください。

8 その他

今後の感染状況等により、式典が中止となる場合があります。